

平成 21 年 6 月

会 員 各 位

「CFP®認定基準規程運用細則」の一部改定について
(CFP®資格審査試験合格後における合格履歴の扱いに関する規程の変更)

特定非営利活動法人 (NPO 法人)

日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

(日本FP協会)

教育部教育企画課

平素より協会の諸活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 17 年 9 月 5 日に制定した「CFP®認定基準規程運用細則」につきまして、このたび CFP®資格審査試験全 6 課目合格後における合格履歴の扱いに関する条項などについて、一部改定を致しました。

改定内容については、以下の通りです。

◆これまで、CFP®資格審査試験（以降、CFP®試験）全 6 課目を合格した日から 5 年を経過する日までに登録に必要な条件を満たしたうえで CFP®認定の申請を行わなかった場合には、CFP®試験の合格履歴が失効することを定めていましたが、この要件については撤廃を致します。

◆但し、CFP®試験全 6 課目を合格した日から 5 年を経過する日以降において CFP®認定の申請を行う場合には、再度「CFP®エントリー研修」を修了することが必要となります。

※CFP®エントリー研修については、現行通り CFP®試験全 6 課目合格後 5 年を経過する日までに修了することが必要です。但し、止むを得ない特別な事情により修了ができないと認められる場合にはこの限りではありません。

※「CFP®エントリー研修」および「実務経験」の概要につきましては、日本FP協会ホームページにてご案内しておりますので、ご参照下さい。

以上

変更条文対照表・・・「CFP®認定基準規程運用細則」

「CFP®認定基準規程運用細則」 (平成 17 年 9 月 5 日制定)	「CFP®認定基準規程運用細則」 (平成 21 年 6 月 4 日改定)
<p>(所定の研修の受講期限)</p> <p>第 8 条 CFP®認定を受けようとする者は、CFP®試験に合格した日から起算して 5 年を経過する日までに所定の研修を受講しなければならない。</p> <p>2 前項に定める期間内に所定の研修を修了しない者の CFP®試験の合格履歴はこれを失効するものとする。</p> <p>(実務経験の時期)</p> <p>第 12 条 実務経験を 3 年以上有している期間は、CFP®試験に合格した日から 10 年をさかのぼる日を起点とし、同試験に合格した日から 5 年を経過する日までとする。</p> <p>2 前項に定める期間内に実務経験を 3 年以上有しない者及び次条に定める申請を行わなかった者の CFP®試験の合格履歴ならびに所定の研修の修了履歴はこれを失効するものとする。</p>	<p>(所定の研修の受講期限)</p> <p>第 8 条 CFP®認定を受けようとする者は、<u>原則として</u> CFP®試験に合格した日から起算して 5 年を経過する日までに所定の研修を修了しなければならない。</p> <p>2 前項に定める期間内に所定の研修を修了しない者の CFP®試験の合格履歴はこれを失効するものとする。<u>ただし、止むを得ない特別な事情により、前項に定める期間に所定の研修の修了ができないと認められる場合にはこの限りでない。</u></p> <p>(実務経験の時期)</p> <p>第 12 条 実務経験を 3 年以上有している期間は、<u>原則として</u> CFP®試験に合格した日から 10 年をさかのぼる日を起点とし、同試験に合格した日から 5 年を経過する日までとする。</p> <p>2 前項に定める期間内に実務経験を 3 年以上有しない者及び次条に定める申請を行わなかった者<u>については、その者が CFP®試験に合格した日から 5 年を経過する日以降において、実務経験を 3 年以上有し次条に定める申請を行う場合には、再度所定の研修を修了しなければならない。</u></p>